

# INNOVATION PARK（イノパ!） 会員 利用規約

株式会社InnovationPlayground（以下「当社」といいます。）が企画・運営する「INNOVATION PARK（イノパ!）」（以下「本サービス」といいます。）のご利用を希望される場合には、「INNOVATION PARK（イノパ!） 会員 利用規約」（以下「本規約」といいます。）に同意していただく必要があります。なお、本サービスの利用者および会員は、本規約の内容を十分理解した上で本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した場合には、本規約を遵守することに同意したものとみなします。

## 第1条（定義）

- 「INNOVATION PARK（イノパ!）」とは、当社が「INNOVATION PARK（イノパ!）」の名称で提供する、企業や行政、団体・個人などから案件をあずかり、会員が案件に応募するプラットフォームサービスで、以下総称して「本サービス」といいます。  
なお、本サービスの営業時間及び定休日は下記のとおりとします。  
【営業時間】12:00～22:00  
【定休日】毎週木曜・日曜、お盆、年末年始  
※お盆・年末年始の期間や、別途臨時休業日が生じた場合は、ホームページ等で掲示するものとします。
- 「会員」とは、本規約に同意し、第3条にしたがい、会員登録を行なった本サービスを利用する個人をいいます。
- 「依頼団体・個人」とは、当社との間で本サービスの利用に関する契約を締結した企業、行政、団体、個人で、会員向け案件（プロジェクト）を提供する企業、行政、団体、個人をいいます。
- 「プロジェクト」とは、依頼団体・個人が提供する案件のことをいいます。
- 「本施設」とは、本サービスの利用に供する施設（東京都港区六本木6-8-15 第二五月ビル3F）のことをいいます。
- 本施設には「ワークスペース」「ミーティングスペース」「プレゼンテーションルーム」があり、下記のことをいいます。

ワークスペース	一人でプロジェクト作業を行うスペース。
ミーティングスペース	プロジェクトのチームメイト（会員）とミーティングを行うスペース。事前にイノパ! 運営本部に予約することで使用が可能です。
プレゼンテーションルーム	会員のクライアントやプロジェクト依頼団体・個人、イノパ! スタートアップなど、外部の方々へ正式なプレゼンテーションを行う場所です。事前にイノパ! 運営本部に予約することで使用が可能です。

## 第2条（契約種別）

- 会員は本サービスの利用に関し、当社に対し申込金として20,000円（税抜）を支払うものとします。
- 当社は、会員に対し、以下の契約別メニューを提供し、会員は当社が定める月額会費を支払うものとします。

### 【プラン一覧 月額会費】

イノパ! プラン	34,800円 （税抜）	イノパ! システムのご利用は無制限。さらにワークスペース、ミーティングスペースの営業時間内のご利用も無制限になっている割安プランです。 ※プレゼンテーションルームをご利用の場合は別途料金がかかります。
イノパ! ビギナープラス プラン	31,800円 （税抜）	イノパ! システムのご利用は無制限。さらにワークスペース、ミーティングスペースのご利用が月12回（1DAY）まで付いた割安プランです。 ※ワークスペース、ミーティングスペースのご利用回数は翌月に持ち越すことはできません。 ※「1DAY」とは12:00～22:00です。 ※プレゼンテーションルームをご利用の場合は別途料金がかかります。
イノパ! ビギナー プラン	29,800円 （税抜）	イノパ! システムのご利用は無制限。さらにワークスペース、ミーティングスペースのご利用が月8回（1DAY）まで付いた割安プランです。 ※ワークスペース、ミーティングスペースのご利用回数は翌月に持ち越すことはできません。 ※「1DAY」とは12:00～22:00です。 ※プレゼンテーションルームをご利用の場合は別途料金がかかります。
イノパ! セミプロ プラン	27,800円 （税抜）	イノパ! システムのご利用は無制限。さらにワークスペース、ミーティングスペースのご利用が月4回（1DAY）まで付いた割安プランです。 ※ワークスペース、ミーティングスペースのご利用回数は翌月に持ち越すことはできません。 ※「1DAY」とは12:00～22:00です。 ※プレゼンテーションルームをご利用の場合は別途料金がかかります。
イノパ! プロ プラン	24,800円 （税抜）	イノパ! システムのみを利用される上級者用プランです。 ※ワークスペース、ミーティングスペース、プレゼンテーションルームを利用する場合は別途料金がかかります。

【ワークスペース&ミーティングスペース 利用料金】

※会員のみが下記料金でご利用いただけます。

1時間	5,000円 (税抜)
2時間	1,000円 (税抜)
4時間	1,500円 (税抜)
1DAY (12:00~22:00)	2,500円 (税抜)

【プレゼンテーションルーム 利用料金】

※会員のみが下記料金でご利用いただけます。

1時間	1,000円 (税抜)
2時間	2,000円 (税抜)

- 前項のメニューの内容については、本規約及び別紙料金表に定めるとおりとします。
- 前項までの規定に関わらず、当社が開催するキャンペーン時には、上記第1項及び第2項の金額は、当社が別途指定するキャンペーン価格に準じるものとします。
- 会員が、当社の定める方法により、上記第2項の各契約別メニューに申込み、当社がその申込みを承諾した時点で、契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。
- 上記以外の本サービスに関する料金および費用については、別途当社が定めるものによるものとします。

第3条 (会員登録)

- 申込者は、申込書とともに当社が別途定める資料を提出するものとします。
- 申込日において、申込者が満20歳未満の場合は、父母等法定代理人の同意が必要となります。
- 会員は本サービスの利用を申し込むにあたり、別紙利用申込書所定の事項を記入の上、本人確認書類とともに当社に提出し、当社はこれらの内容に問題がないと判断した場合には、会員に対し、この申込みを承諾するものとします。なお、当社が承諾しない場合であっても、当社は会員に対し、その理由を説明する必要はないものとします。

第4条 (契約期間)

- 本契約の最短契約期間は6ヵ月とする。
- 本契約の期間満了1か月前までに会員から別段の申出のない場合には、本契約は1ヶ月ごとに自動更新するものとし、その後も同様とする。
- 当社は、本契約が解除された場合においても、日割りでの料金計算は行わず、会員は当社に対し1ヵ月分の利用料金を支払うものとします。
- 会員は第1項に規定する最低期間分の月額利用料金を支払った場合には、契約期間中であっても中途解約できるものとする。
- 当月20日までに当社が定めるプラン変更届を提出することで、翌月からプラン変更ができるものとします。なお、プラン変更をする場合、プラン変更手数料として別途1,000円(税抜)が生じるものとします。

第5条 (入会金)

- 本サービス利用に関する入会金は20,000円(税抜)とします。
- 入会金は、返還各種契約手続きのための事務手数料として当社が受け取るものであり、契約終了時に精算、返金は行いません。
- 支払い方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

第6条 (届け出事項)

- 会員は、本契約にあたり、当社に対し、以下の書面を届け出るものとします。

[1] 個人で申し込む場合	下記のうちいずれか一つ。 ①運転免許証の写し(両面。原本確認も行います) ②健康保険証(両面。原本確認も行います) ③パスポートの写し(原本確認も行います) ④住民票(発行3ヶ月以内のもの) ⑤印鑑証明書
[2] 学生会員で申し込む場合	上記[1]に加えて下記を提出。 ①学生証の写し(両面。原本確認も行います)
[3] 会員が外国籍の場合	上記[1]に加えて下記を提出。 ①在留カードの写し(原本確認も行います) ②パスポートの写し(原本確認も行います)
[4] 法人で申し込む場合	法人代表者の上記[1]に加えて、下記のいずれかを提出。 なお、代表者が外国籍の場合、[3]も提出。 ①登記簿謄本(発行3ヶ月以内のもの) ②法人印の印鑑証明書(発行3ヶ月以内のもの)

第7条 (会員の責任)

- 会員は、会員登録の際に入力した個人情報および登録情報を含むプロフィール情報はすべて、会員自らがその内容の正確性・真実性・最新性等一切につき責任を負うものとします。
- 会員は、本サービスを退会した後、再度本サービスを利用することを希望する場合であっても、退会前のプロフィール

ル情報および利用履歴等の情報は引き継ぐことはできません。

3. 会員が、本サービスに登録したプロフィール情報の全部または一部に誤りがあったためにクレームがあった場合には、自己の費用負担と責任で対処するものとし、当社に一切の迷惑をかけないことを保証するものとします。
4. 会員は、本サービスを利用してなされた自身の一切の行為およびその結果について一切の責任を負い、当社に何らの不利益、負担または損害を与えないものとします。
5. 会員は、本サービスで案件に応募した後、一定期間以上当該会員からの参加意思の有無の確認が取れない場合、事前の通知なく、当該会員向け案件の募集の対象から外れることがあることを予め承諾するものとします。

#### 第8条 (メンバーカードの発行)

1. 当社は会員に対し、会員が対象スペース利用のための本施設への通常出入りに必要なメンバーカードを発行します。
2. 会員は、発行されたメンバーカードを複製、第三者に転貸したりすることはしてはなりません。
3. 会員は、発行されたメンバーカードに紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちに当社に届け出るものとします。会員がこの届出を怠ったことにより当社に損害が生じた場合には、会員はこれを賠償する責任を負うものとします。また、メンバーカードを再発行する場合には、会員は当社に対して、別紙料金表の通りの再発行手数料を支払うものとします。

#### 第9条 (イベント等)

1. 会員は、本施設内において、当社又は当社の承諾を得た会員が主催するイベント・セミナー・パーティー（以下「イベント等」という）が行われる事を予め承諾するものとします。
2. 当社は、イベント等の開催状況の情報をできる限り早期に会員へ告知するものとします。
3. 会員は、本施設内にてイベント等の開催を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を予め当社に申告し、そのイベント等が本施設の趣旨に合致すると当社が認めた場合は、当社が認めた本施設内のスペースを利用することができます。尚、実際の利用に際しては、当社が定める利用規則等に即した利用を行うものとします。また本施設内にてイベント等を開催する際は別途料金が発生します。
4. 会員は、当社が本施設の活性化や利用契約者相互の親睦を図る目的で、会員に対し、イベント等への協力を求めた場合、できる限り協力するものとします。
5. 会員は、本施設が、利用契約者間におけるコラボレーションを促進し、コラボレーション型のクリエイティブな業務及び制作並びに研究を推進するためのオフィスであることを十分理解し、本施設の発展に寄与するよう務めるものとし、また、そのために、利用契約者相互において、できる限り協力しあうこととします。

#### 第10条 (住所貸与時の郵便物、または宅配物)

1. 本施設へ到着する会員宛ての郵便物又は宅配物の遅配・紛失・破損について、当社は一切の責任を負いません。
2. 本施設へ到着する会員宛ての郵便物又は宅配物の内、生もの、動植物、危険物、冷蔵・冷凍を要するもの、本施設にて保管不可能な大きさ・重量の物、官公庁・裁判所からの特別送達郵便物、現金書留、電信為替、その他法律に触れる可能性があるものについては、当社は受け取りを拒否できるものとし、会員は当社に対し、一切異議を述べることはできません。
3. 郵便物又は宅配物の保管期間は到着の日から最長30日間とします。

#### 第11条 (貸借権の不発生、住所・名称の使用、飲食等)

1. 本契約に基づく利用とは、本規約に従って本施設内の設備等を利用することであって、当社は会員に対し、本施設の排他的な占有権限を与えるものではありません。従って、会員は、本契約が建物賃貸借契約に該当せず、賃借権が発生しないこと、このため借地借家法の適用も受けないことを十分に理解し、承諾の上、本施設の利用を申し込むものとします。
2. 会員は、本建物、本施設の住所及び名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業の許認可を受ける場合は、予め当社の審査を受けるものとします。審査によって住所及び名称の使用が不許可となった場合でも、会員は当社に対し、一切異議を述べることはできません。
3. 会員は、本建物、本施設の住所及び名称を、名刺を含む全ての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とする場合、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載をする場合は、予め当社の審査を受けるものとします。審査によって住所及び名称の使用が不許可となった場合でも、会員は当社に対し、一切異議を述べることはできません。
4. 会員は、本規約に従い、本施設を利用して、執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことができるものとし、本施設にある什器の移動や、新たに設置することはできません。また私物を置くことで長期間占有（場所取り）を行ってはなりません。また、一人で複数席を利用することも禁じます。本施設から一時的に退出される場合は、短時間（1時間以内）の退出を除き、私物を放置しての外出はお断りします。
5. 本施設内は全面禁煙です。
6. 本施設内での飲酒は禁止します。但し、当社が認めた本施設内のイベント等に関しては、この限りではありません。尚、その場合でも、法律に則り未成年者の飲酒は厳禁とします。
7. 会員は、本施設内で食事をすることができます。但し、本施設内において調理を行ったり、臭いが強い食品など他人の迷惑になる可能性のある食事をすることは禁じます。
8. 本施設の利用中にゴミが発生した場合、会員は、本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄するものとします。尚、ゴミは本施設内で発生したものに限定し、外部から持ち込んで廃棄することは禁じます。

#### 第12条 (善管注意義務、同行者及び訪問者、並びに私物の管理)

1. 会員は、当社が定める本規約を遵守し、本施設、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
2. 会員の同行者、会員への訪問者（以下、これらを総称して「ゲスト」という）が打ち合わせ目的で会員と共に本施設を利用する場合、本規約を遵守することを条件に、プレゼンテーションルームでの利用のみを認めます。
3. 会員は、本施設内に私物を放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。会員やゲストの私物の紛失、盗難、破損、汚損などの損害が生じても、当社は、自己に重大な過失がある場合を除き、一切その責任を負いません。

#### 第13条 (会員とプロジェクト)

1. 会員は本サービスで提供されるプロジェクトに関して、当社から強制されることなく、自主的に無報酬または報酬付きで参加するものとします。
2. 前項の報酬については本人の自主的活動の結果、当社が成果物に対し、成功条件を満たしたと認めた場合に支払われるものとします。
3. 前項の成功条件については、プロジェクトごとに当社と会員との間で別途契約を結ぶものとし、事前にその成功条件を明示することとします。なお、無報酬である場合であっても、別途その旨の契約を結ぶものとします。
4. 上記第1項ないし第3項以外の各プロジェクトの詳細については、プロジェクトごとの契約内容によるものとします。
5. プロジェクトの遂行中、会員に対して何らかの損害が生じた場合であっても、当社は会員に対し一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条（休会）

1. 会員は、1ヶ月前までに当社が定める休会届を提出することで、休会することができるものとします。
2. 会員は休会期間中、当社に対し、休会費として毎月1,000円（税抜）を支払うものとします。

#### 第15条（中途解約）

1. 会員は、1ヶ月前までに当社が定める解約届を提出することで、解約することができるものとします。なお、会員が、当社に対し、第4条に規定する最低期間分の月額利用料金を支払った場合には、契約期間中であっても中途解約できるものとします。
2. 前項により本契約が終了した場合、当社は、会員より受領済みの料金については一切返還しないものとします。
3. 会員は当社に対し、未払料金がある場合には、解約時に当社に対して一括して当該未払料金を支払うものとします。

#### 第16条（禁止または制限される行為）

1. 会員は、本サービスにおいて以下の各行為またはその恐れのある行為をしてはならないものとします。
  - 1) 本規約に反する行為
  - 2) 意図的に虚偽の情報を登録・提供する行為
  - 3) 登録情報の全部または一部について、自己以外の情報の登録を行う行為
  - 4) 複数の会員登録、または自己の会員登録を他人に利用させるなど、会員登録を不正に利用する行為
  - 5) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
  - 6) 当社の承認を得る事無く、本サービス上で成立した掲載企業への会員向け企画に参加する権利を他人に譲渡する行為
  - 7) 依頼団体・個人との間で会員向けプロジェクトに参加する約束が成立したにもかかわらず、正当な理由なくキャンセルする、無断欠席、無断遅刻等、その他掲載企業に対する不誠実な行為
  - 8) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
  - 9) 機密等を漏洩するなど、守秘義務に違反する行為
  - 10) 所属企業、団体等の就業規則その他の内部規則等に違反する行為
  - 11) 営業活動等営利を目的とした情報提供等の行為およびその行為を意図して行う登録行為
  - 12) 当社または第三者を誹謗中傷する行為
  - 13) 当社または第三者に不利益を与える行為および信用を損なう行為
  - 14) 本サービスの運営を妨げる行為、または当社の信頼を毀損する行為
  - 15) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
  - 16) その他当社が不適切と判断する行為
2. 会員が、前項各号のいずれかに該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく当該会員の本サービスの全部または一部の利用を一時中止し、会員からの除名または再登録を拒否できるものとします。なお、その場合、本サービスの利用停止、除名または登録できないことに伴う一切の不利益に関して当社は責任を負いません。
3. 会員は、本施設内の設置物の移動等をしてはなりません。
4. 会員は、本施設内及び本建物において次の各号に該当する行為並びに当社に損害を及ぼす行為をしてはなりません。
  - 1) 禁止箇所への立ち入り
  - 2) 下駄・スパイク等床を傷つけるおそれのある履物での立ち入り
  - 3) 宿泊及び寝位での仮眠
  - 4) 指定場所以外での喫煙（本施設内は全面禁煙です）
  - 5) 他の本施設・本建物利用者に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発する行為及び物品の持ち込み
  - 6) 本施設内で火気を使用し、又は火気を持ち込むこと
  - 7) 電子レンジ、ドライヤー、電気ケトルなど消費電力が高いもの、熱を発するものを持ち込むこと
  - 8) 本施設・本建物内外の通路及び廊下・エントランス等の共用部を占有すること又はこれらに物品を置くこと
  - 9) 本施設内での動植物の飼育や持ち込み（当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除きます）
  - 10) 同行の乳幼児や児童が騒ぐ等、周りのお客様にご迷惑をお掛けする行為
  - 11) 本施設内や本建物共用部、外壁等に無断で看板、ポスター等の掲示物を貼ること
  - 12) 本施設や本建物及びその入り口付近にて無断で物販等の営業活動を行うこと、マルチ商法を行うこと、並びに宗教活動、政治活動を行うこと
  - 13) 本施設内外で賭博、風俗営業、覚せい剤・合成麻薬等の使用・販売等、違法な行為をすること
  - 14) 当社や他の利用契約者、本施設・本建物に出入りする者に対して高圧的・横暴な言動を行うこと
  - 15) 公序良俗に反する行為、その他当社及び本建物の管理者が不適切と判断する行為をすること
  - 16) 当社または第三者の運用するコンピューター等に支障を与える行為、またはその恐れのある行為

#### 第17条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、会員より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報をいいます。以下同じ）について、厳重に管理するものとします。また、会員より開示を受けた個人情報は、当社が本サービス運営のために必要と判断した場合において、本サービスの利用者に対して必要最小限度の情報提供にのみに利用し、それ以外の目的使用や第三者提供は行いません。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲において、掲載企業および会員の同意なく登録内容を開示することがあります。

- 1) 依頼団体・個人または会員が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合
- 2) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合
- 3) その他本サービスの提供に必要であると当社が合理的に判断した場合

#### 第18条 (秘密情報の取り扱い等)

1. 本規約において「秘密情報」とは、書面、口頭その他方法を問わず、相手方に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいい、当社及び会員は、開示者から開示を受けた秘密情報につき、複製し、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはなりません。ただし、会員が本サービスの利用を通じて取得した当社及び他の本サービス利用者等の秘密情報を漏えいし、損害を与えた場合においては、甲は一切の責任を負わず、当該会員が自己の責任で解決するものとする。
2. 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - 1) 開示される以前に公知であったもの
  - 2) 開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
  - 3) 開示される以前から自ら保有していたもの
  - 4) 開示された後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
  - 5) 開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの
3. 次の各場合には、当社又は会員は、開示者の承諾なく、当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社又は会員は、開示者に対し、当該秘密情報を保護するための合理的手段を執る機会を与えるため、この要求があったことを通知するものとします。
  - 1) 裁判所や官公庁などの公的機関より、開示者の秘密情報の開示を要求され、これを法的に拒めない場合
  - 2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、予め開示者の承諾を得ることが困難な場合
4. 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としているため、本施設は不特定多数が利用し、利用契約者間に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換がなされます。それ故、会員は自らの責任でその保有する情報を管理しなければなりません。会員の保有する情報が漏洩した場合であっても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第19条 (修繕等)

1. 当社及び本建物の管理者が実施する修繕は、次の通りとします。
  - 1) 本施設及び本建物共用部の躯体並びに付属施設の維持保全に必要な修繕
  - 2) 電気・水道・ガス等、ライフライン設備に関する修繕
  - 3) 本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
  - 4) 本施設及び本建物共用部の修繕
2. 会員は、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかに当社に知らせるものとします。
3. 会員は、故意又は過失により、本施設、本建物に設置された什器等を破損・毀損した場合、直ちに当社に届け出て確認を得るものとします。尚、この届け出が遅れたために生じた損害については、破損・毀損につき故意又は過失がなくても、会員はその賠償責任を負わなければならない場合があります。
4. 第1項の規定に基づき修繕を行う場合は、当社は予め、その旨を会員に通知し、又は本施設内に掲示します。但し、急を要するときは、この限りではありません。この場合において、会員は当該修繕の実施を拒否できず、また、名目のいかに問わず、その補償を求めることはできません。
5. 当社及び本建物の管理者が本施設もしくは本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修又は増改築のため、本施設、本建物共用部の全部もしくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、本施設の全部もしくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、会員は当該使用中止を拒否できず、また、名目のいかに問わず、その補償を求めることはできません。

#### 第20条 (保守点検等)

1. 当社又は本建物の管理者は本施設の防火、構造、造作及び設備の維持保全、その他本施設の管理上、必要があると認められた場合には、対象スペースに立ち入り検査を行い、保守点検し、適宜措置を講ずることができるものとします。
2. 前項の規定に基づく立ち入りの際、会員は、当社又は本建物の管理者の措置に協力し、これを拒否することはできず、また、名目のいかに問わず、その補償を求めることはできません。
3. 会員は、当社又は本建物の管理者が、電気設備を、電気事業法に基づく法定点検を行うことにより、年に1回から数回の停電作業が発生する可能性があることを予め承諾し、その停電について、当社及び本建物の管理者に対し、名目のいかに問わず、その補償を求めることはできません。

#### 第21条 (費用負担)

1. 次に掲げる費用については、会員は自己の負担と責任において支払う必要があります。
  - 1) 会員もしくはその被用者又はゲスト等が故意又は過失により、本施設、本建物、対象スペース内に設置された什器等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換に掛かる費用。但し、当社が経年劣化により交換が必要と認めたものを除きます。
  - 2) 有料サービスを利用したときの費用。  
※有料サービスの詳細については別紙料金表の通りとします。
2. 前項に掲げる費用は、当該事項が生じた当日に、当社指定の支払い方法で支払うものとします。

#### 第22条 (遅延損害金)

1. 会員は、本契約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときは、遅延期間中の当該債務の滞納額につき年14.6%の割合で計算した（1円未満は四捨五入とする）遅延損害金を支払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、当社の契約解除権の行使を免れるものではありません。
2. 会員が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅滞し、当社が支払いの催告をしたにも関わらず、なおも当該金員が支払われない場合には、当社は当該会員の本サービスの利用を停止できるものとします。

### 第23条 (損害賠償)

1. 会員は、会員の故意又は過失により、当社、他の利用契約者、本建物居住者、その他本施設・本建物に出入りする第三者に損害を与えた場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
2. 前項の場合、会員は、これにより生じた一切の損害を賠償しなければならない場合があります。また、会員に、当社以外に対する損害賠償責任が認められた場合には、会員は被害者に対し誠実に対処自らの責任を持って解決し、当社に迷惑を掛けないものとします。
3. 当社が本規約に定める義務を怠ったことにより会員に損害が生じ、当社にその損害を賠償する責任が認められた場合、当社の賠償額は当該月における第2条第1項に定める利用料金を上限とします。

### 第24条 (免責事項)

1. 本規約に定めるもののほか、次に掲げる会員の損害についても当社は賠償の責を負いません。
  - 1) 地震、風水害等の天変地異や火災、戦争・騒乱・暴動等の不可抗力による災害、停電、ITインフラ等通信設備機器やその他設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当社の責めに帰することができない事由による損害
  - 2) 会員が他の利用契約者やその他の第三者により被った損害
  - 3) 本施設及び設備機器の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害
  - 4) 打ち合わせスペースやセミナールームが満室で利用できないことによる損害

### 第25条 (不可抗力による契約の終了)

1. 前条第1号記載の天変地異その他当社及び会員の責めに帰することのできない事由により、本施設の全部もしくは一部が滅失又は破損して、本契約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本契約は終了するものとし、これにより当社又は会員が被った損害については、相手方は賠償の責を負わないものとします。

### 第26条 (契約の解除)

1. 本規約に定めるもののほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、当社は会員に対し、通知、催告、その他何らの手続きも要することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。
  - 1) 本契約の締結に不正があったとき
  - 2) 本規約に違反する行為があったとき
  - 3) 利用料金の支払いを1回でも怠ったとき
  - 4) 他の利用契約者、本施設・本建物の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
  - 5) 対象スペースを当社の承諾なく30日以上使用しないとき。但し、事前に当社に通知をし、当社が承諾した場合を除きます。
  - 6) 本施設及び本建物を故意又は重大な過失により毀損したとき
  - 7) 本契約を継続し難い重大な違反があったとき
  - 8) 著しく信用を失墜する事実又は公序良俗に反する行為があったとき
  - 9) 仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分、銀行取引停止処分等を受けたとき
  - 10) 支払い停止、解散、破産、民事再生、会社更生手続き開始その他これらに類する手続き開始の申し立てがあったとき
  - 11) 監督官庁により、営業停止又は免許もしくは登録の取り消し処分を受けたとき
  - 12) その他、当社が本契約を解除すべきであると判断したとき
  - 13) 違反・迷惑行為に対し当社による警告にもかかわらず改善がされないとき
2. 第1項により本契約が解除された場合においても、会員は、第20条の遅延損害金の支払い、第21条の損害賠償、及び第1項各号の一に該当する行為により当社が被った損害賠償の各責任を免れません。

### 第27条 (権利義務の譲渡等の禁止)

1. 会員は、本契約により生じる一切の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはなりません。

### 第28条 (優先適用)

1. 本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第29条 (施設の利用方法)

1. 会員は登録店以外の本施設の利用ができるものとします。ただし、当社は、登録店以外の店舗が、登録店舗と同一の環境にあることを保証するものではありません。
2. 施設の利用費用については、当社が別途定めるものとします。

### 第30条 (雑則)

1. 会員は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に入居する事業者・店舗・住民、及び本施設利用者、出入りする関係者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう充分な注意を払われなければなりません。また、利用契約者間のトラブルを未然に防止するため、本施設内においても他の利用契約者や本施設に出入りする関係者への十分な配慮を行わなければなりません。
2. 会員は、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、本施設の内外を問わず、周辺の美化及び自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮するものとします。

### 第31条 (統計情報・属性情報・利用記録の閲覧、集計および利用)

1. 当社は、会員登録・抹消の前後を問わず、本サービスを利用して会員が登録した会員の個人情報およびプロフィール情報、本サービスの利用履歴、企業保有情報等を分析・解析した後、個人を識別・特定できないよう加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等につき何らの制限なく利用することができるものとします。なお、当該利用には、掲載企業等への各種提案、各種報告、市場の調査、並びに、本サービスおよび当社の新サービスの検討および開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。

### 第32条 (知的財産権の帰属)

1. 本サービスを提供するに当たって必要となる機能や、本サービスにおいて当社が提供する文章、画像、プログラムその他のデータ等のコンテンツについての一切の権利（著作権、特許権、商標、意匠権等の知的財産権（著作権法第27条および28条に定める権利を含み、以下総じて「知的財産権」といいます。）、所有権、肖像権、パブリシティー権等）は、当社または当該権利を有する第三者に帰属するものとします。

### 第33条 (当社の責任)

1. 会員の本サービスの利用により生じる一切の損害（精神的苦痛またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益）につき、当社は当社に過失がない限り責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意または重過失がない限り当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
2. 当社は、会員が第三者提供サービスの登録を削除したことに伴い本サービスの利用ができなくなった場合でも、その責任を負わないものとします。
3. 当社は、第三者が会員になりすまして、本サービスを利用し、これに起因して発生した一切の損害について、賠償責任を負わないものとし、当該損害が会員の故意または過失に基づく場合、会員は、賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、本サービスのシステムの障害等による本サービス上の誤表示およびそれ以外のいかなる原因に基づき生じた損害について、故意または重過失のない限り賠償する義務を一切負わないものとします。なお、当社が、会員に対して推奨環境等について告知した場合には、かかる告知も本利用規約の一部となります。
5. 当社は、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下や障害等に起因して発生した、いかなる損害についても、賠償責任を負いません。
6. 当社は、本サービス上に設置された広告を含む第三者のウェブサイトからのダウンロードやコンピューターウイルス感染等により発生した、コンピューター、回線、ソフトウェア等の損害について、故意または重過失のない限り、賠償する義務を一切負わないものとします。
7. 当社は、天変地変その他不可抗力（当社の責に帰すべき事由によらない回線の混雑、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）により会員に生じた損害につき、何らの責任も負わないものとします。当社は、これらの不可抗力に起因して本サービス上における会員のプロフィール情報、メッセージ内容等が消去・変更されないことを保証するものではなく、会員は、かかる情報を自己の責任において保存するものとします。
8. 当社は、会員の通信や活動に一切関与せず、メッセージ機能の監視および保存する義務など一切の責任を負いません。万一会員と掲載企業その他の第三者間の紛争があった場合でも、当社の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、当社はその責任を負いません。当社が、これら第三者に対して損害賠償等の支払を負担した場合には、当社は、会員に対し、その全額（解決のために要した弁護士費用その他の諸経費を含む）を求償できるものとします。

### 第34条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 1) 暴力的な要求行為
  - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - 5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が暴力団員等に該当すると判明した場合、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。また、当社はこれによる会員の損害を賠償する責を負わないものとし、会員はすでに支払った入会金、利用料金の返金を求めることはできません。さらに、未払いの利用料金等がある場合は、会員は当社に対し、直ちに支払うものとします。

### 第35条 (分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### 第36条 (本サービスの変更または終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができるものとします。ただし、当社が本サービスを終了する場合には、当社指定の方法により、当社は利用者等に事前に通知するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの内容を変更したこと、または提供を終了したことにより会員等に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第37条 (規定外事項)

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社及び会員は、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

**第38条（合意管轄）**

1. 本規約の準拠法は日本法とし、当社及び会員は、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上、会員は本規約を遵守し、本サービスが円滑に運営を行えるよう、当社及び他会員と相互に協力し合うものとします。

2018年8月23日

【運営会社】

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第二五月ビル3F  
株式会社 Innovation Playground